

【別表】該当する資格要件

ア	<p>大学院等在学経験者：</p> <p>盛土規制法施行令第 22 条第 5 号(宅造告示第 1 号)該当 学校教育法による大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>都計規則第 19 条第 1 号チ(都計告示 38 第 1 号)該当 学校教育法による大学（短大を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して土木、建築、都市計画又は造園に関する事項を専攻した後、宅地開発に関する技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者</p> <p style="text-align: center;">●添付書類：在学期間の証明書（必要に応じ履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>
イ	<p>大学卒業者：</p> <p>盛土規制法施行令第 22 条第 1 号該当 学校教育法による大学（短大を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>都計規則第 19 条第 1 号イ該当 学校教育法による大学（短大を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者</p> <p style="text-align: center;">●添付書類：卒業証明書（必要に応じ履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>
ウ	<p>3 年課程の短期大学卒業者：</p> <p>盛土規制法施行令第 22 条第 2 号該当 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>都計規則第 19 条第 1 号ロ該当 学校教育法による短期大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限 3 年の課程（夜間を除く。）を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者</p> <p style="text-align: center;">●添付書類：卒業証明書（必要に応じ履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>
エ	<p>短期大学・高等専門学校卒業者：</p> <p>盛土規制法施行令第 22 条第 3 号該当 上記ウに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>都計規則第 19 条第 1 号ハ該当 上記ウに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者</p> <p style="text-align: center;">●添付書類：卒業証明書（必要に応じ履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>
オ	<p>高等学校卒業者：</p> <p>盛土規制法施行令第 22 条第 4 号該当 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者</p> <p>都計規則第 19 条第 1 号ニ該当 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者</p> <p style="text-align: center;">●添付書類：卒業証明書（必要に応じ履修科目証明書を追加） 実務経験証明書（様式第 3 号）</p>

カ	技術士： 盛土規制法施行令第 22 条第 5 号(宅造告示第 2 号)該当 技術士法による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者 都計規則第 19 条第 1 号ホ（都計告示 39）該当 技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門（建設部門、水道部門及び衛生工学部門とする。）に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者 ●添付書類：技術士登録証の写し又は技術士二次試験合格証明書 実務経験証明書（様式第 3 号 建設部門は不要）
キ	一級建築士： 盛土規制法施行令第 22 条第 5 号(宅造告示第 3 号)該当 建築士法による一級建築士の資格を有する者 都計規則第 19 条第 1 号該当 建築士法による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者 ●添付書類：一級建築士免許証の写し
ク	認定講習会（全国建設研修センター主催の宅地造成技術講習）修了者： 盛土規制法施行令第 22 条第 5 号(宅造告示第 4 号)該当 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を終了した者 都計規則第 19 条第 1 号ト該当 宅地開発に関する技術に関する 7 年以上の実務の経験を含む土木、建築、都市計画又は造園に関する 10 年以上の実務の経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を終了した者 ●添付書類：認定講習会修了証の写し 実務経験証明書（様式第 3 号）
ケ	二級建築士 建築士法による二級建築士の資格を有し、4 年以上の実務経験を有する者 ●添付書類：二級建築士免許証の写し 実務経験証明書（様式第 3 号）
コ	一級（土木・建築・造園）施工管理技士 建設業法による土木・建築・造園に関する一級施工管理の資格を有する者 ●添付書類：一級（土木・建築・造園）施工管理技士合格証明証の写し
サ	二級（土木・建築・造園）施工管理技士 建設業法による土木・建築・造園に関する二級施工管理の資格を有し、5 年以上の実務経験を有する者 ●添付書類：二級（土木・建築・造園）施工管理技士合格証明証の写し 実務経験証明書（様式第 3 号）

(注) この表で、

- ①「盛土規制法施行令」とあるのは「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」を、
- ②「宅造告示」とあるのは「昭和 37 年 3 月 29 日付 建設省告示第 1005 号」を、
- ③「都計規則」とあるのは「都市計画法施行規則」を、
- ④「都計告示 38」とあるのは「昭和 45 年 1 月 12 日付 建設省告示第 38 号」を、
- ⑤「都計告示 39」とあるのは「昭和 45 年 1 月 12 日付 建設省告示第 39 号」をそれぞれ表す。